

2020年度 入学試験解答用紙〔社会〕(35分)

第2回 2月2日実施  
吉祥女子中学校

1

問1	問2		問3	
エ	白村江の戦い		カ	
問4				
【解答例】 国司は中央の貴族が、郡司はその地方の有力豪族が任命される。				
問5	問6	問7	問8	
ウ	ア	イ	光明皇后	
問9		問10	問11	問12
空海		イ	エ	イ
問13	問14			
ウ	ア			

2点×12 24

1点×2 2

2

問1	問2	問3	問4	問5
イ	ウ	エ	エ	エ
問6		問7		問8
リ	ア	ス	海岸	サロマ湖
問10		問11	問12	問9
掘り込み港		カ	ウ	ア
問13	問14			
ア	ア			

2点×12 24

1点×2 2

3

問1	問2		問3	問4
オ	団体行動権		公正取引委員会	ウ
問5	問6	問2は争議権も可		
ウ	ア			
問7				
【解答例】 国務大臣は行政権を持つので、司法権の独立が侵害されるから。				
問8				
カ				
問9	問10			
ア	エ			

2点×8 16

1点×2 2

受験番号	氏名
	模範解答

得点
70

## (記述式解答の採点について)

### 第2回

※設問文には「1行で説明しなさい」とあります。採点のポイントを満たしていても、解答が長くなってしまい2行にまたがった場合は、一切採点の対象とはなりません。設問文をよく読んで、要求されている条件を必ず守って解答する必要があります。

#### 1 問4

##### 【模範解答例】

国司は中央の貴族が、郡司はその地方の有力豪族が任命される。(2点)

##### 【採点のポイント】

- 国司・郡司それぞれどのような人が任命されるか、「ちがい」に気をつけて正しく書けているか。(国司・郡司について各1点)  
⇒この設問で要求されていることは、「国司と郡司はそれぞれどのような人が任命されるのか、そのちがいについて」説明することです。尾張国の国司(藤原元命)が郡司・百姓に訴えられたことは知っているはずですが、しかし、律令制のもとで国司とともに地方を治めるはずの郡司が、なぜ百姓とともに国司を訴えたのでしょうか?このように、歴史を勉強していく上では、まず疑問を持ち、その疑問を自分の知識をもとに考えてほしいと考えています。
- ⇒さて、国司は中央の貴族が任命され、地方に派遣されました。平安時代の中ごろには、国司は徴税を任せられ、地方行政に大きな権限を持つようになりました。そして、藤原元命のように、決められた以上の税を徴収して私欲をこやし、地方の人々から訴えられるような強欲な国司も現れました。
- ⇒一方、郡司はその地方の有力豪族が任命されました。有力豪族が、郡司に任命されることで、律令国家の役人として地方支配の一部を担うようになったのです。のちに中央から派遣されてきた国司が大きな権限を握ると、郡司の権限は弱まり、その地の人々とともに国司と対立することもありました。

##### 【部分点を与えた解答例】

国司は都の役人となり、郡司は地方の役人になった。(1点)

- ⇒この例では、国司が中央の貴族であるとはっきり示されてはいませんが、「都の役人」という表現から、部分点を与えました。一方、後半について、律令国家は地方の有力豪族を郡司という地方官(地方の役人)に任命して、中央集権化を進めました。つまり、有力豪族が郡司という地方の役人になったのであって、地方の役人が郡司になったわけではないので、この例は得点とはなりません。

##### 【得点を与えなかった解答例】

国司は都の人が任命され、郡司は村の有力農民が任命された。

- ⇒この例の前半の「都の人」という表現は、あいまいで、貴族であるということは読みとれません。また後半について、郡司は、村(律令制では里)よりも広い範囲に勢力を持っていた豪族が任命されました。「村の有力農民」は郡司ではなく、むしろ里長に任命されましたから、得点とはなりません。

#### 3 問1

##### 【模範解答例】

国務大臣は行政権を持つので、司法権の独立が侵害されるから。(2点)

##### 【採点のポイント】

- ①「国務大臣が行政権を持っている」ことが書けているか。(1点)
  - ②「司法権の独立が侵害される」ことが書けているか。(1点)
- ⇒この問題は、国務大臣が裁判員になることができない理由について、「行政権」という言葉を用いて説明する問題です。まず、国務大臣が行政権を持っているということを理解できているかを問うのが①の点です。そのうえで、行政権を持つものが裁判員になることで、司法権の独立を侵害してしまう、ということを考えられているかを問うのが②の点です。

##### 【部分点を与えた解答例】

行政権をもつ国務大臣が司法権も持つことになるから。(1点)

- ⇒①の点を満たしていますが、②の点では、国務大臣が司法権を持つことでどのような問題が生じるかを説明できていないので、1点としました。

三権分立により司法権は行政権から独立しなくてはならないため。(1点)

- ⇒②の点は満たしていますが、①の点について、国務大臣が行政権を持つことを示すことができていないので1点としています。

##### 【得点を与えなかった解答例】

国務大臣が裁判員になると権力が集中してしまうから。

- ⇒そもそも指定語句である「行政権」が使われていないので得点は与えられません。また①の点について、国務大臣が行政権を持つことが示されていないため加点することはできません。②の点について、権力の集中とは具体的にどのような問題なのかを示すことができていないので得点を与えることはできません。